

八王子市子ども家庭福祉のあり方に関する検討会 第5回議事録

○開催日時：平成29年2月6日（月） 15:00～16:30

○開催場所：八王子市役所 本庁舎議会棟第6委員会室

○出席者：小澤篤子（座長・八王子市子ども家庭部長）、井上仁（副座長・日本大学文理学部教授）、影山孝（東京都児童相談センター児童福祉相談担当課長）、高橋洋（八王子市立山田小学校長）、佐々木常道（社会福祉法人エス・オー・エスこどもの村統括主任）、坂本洋子（八王子市内里親関係者）、小山等（八王子市総合経営部長）、石黒みどり（八王子市医療保険部長）、豊田聡（八王子市福祉部長）、廣瀬勉（八王子市学校教育部長）、平塚裕之（八王子市子ども家庭部子どものしあわせ課長）

欠席者：山本英雄（八王子市民生委員児童委員協議会第17地区会長）

○議題：

- 1 開会の挨拶（座長）
- 2 報告等
 - 1）児童虐待対応における司法関与のあり方について（これまでの議論の整理）
 - 2）児童相談所設置に向けた支援策について（影山委員）
- 3 検討事項等
 - 1）子ども家庭福祉のあり方に関する調査報告書概要について（平塚委員）
 - 2）質疑応答
- 4 最終報告書について（事務局）
- 5 閉会

○公開・非公開の別：公開

○会議の内容（無記名）

1 開会の挨拶

座長： 本日は、第5回目の検討会です。「児童虐待対応における司法関与について議論の整理」「児童相談所設置に向けた支援策について」の内容の報告をお願いしたい。

2 報告等

委員： まず、国の動向を説明させていただく。児童福祉法等の改正にあわせ、4つの検討会・ワーキンググループが立ち上がっている。厚生労働大臣のもと、「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」がある。次に、「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進のあり方に関する検討会」がある。児童虐待対応における司法関与の検討がまとまり、平成29年2月現在は、特別養子縁組制度の利用促進のあり方を検討しているところである。

「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」は、職員研修のあり方を検討し、一定程度まとまってきている。これらの検討会では、児童福祉法等の改正で「積み残し」になっているものを議論することとされている。

一時保護の権限について、現在は司法が関与しないことになっているため、一定程度の司

法関与の必要性が提案された。この司法関与によって、行政の柔軟性が失われるのではないか、という意見も出されている。親権者の意に反する場合の対応、子どもにとっての利益の観点から議論が行われている。

裁判所命令について、指導に従わない家庭に対して、何らかの形で裁判所が命令を出せないかを議論している。ただ、日本では、裁判所が家庭に対して直接命令を出す考え方はなじまないとと思われる。児童相談所に対して指導を求めるよう働きかけることは可能かもしれない。接近禁止命令について、現在は児童福祉法 28 条規定に限って出されているが、この範囲を拡大できないかという議論がなされている。

親権停止の制度は、まだ十分に活用されていないという意見が出され、活用するために指針等に打ち出すべき、と提案されている。

児童相談所設置に向けた支援は、2 年程度の検討期、2 年程度の準備期を経て児童相談所を設置し、2 年程度の移行期を経て完成させる案が国から出されている。設置のマニュアルについては今年度中に完成させる予定である。財政措置については、平成 29 年度予算案に盛り込まれている。

児童相談所設置の促進ということで、市区の職員を児童相談所で受け入れて実務経験を積ませることを考えている。東京都では、20 人程度の受け入れを進め、来年度は 35 名程度を予定している。国は、東京都以外にも職員派遣の要請を行う予定である。

以上、国の 4 つの検討会ワーキンググループは、幅広い検討を行っているという状況である。

座長： ありがとうございます。次に、「検討事項等」について、子ども家庭福祉のあり方に関する調査報告書概要についての報告をお願いします。

3 検討事項等

委員： 国の 4 つの検討会ワーキンググループの動向は、重要なものとして注視していく必要があるが、最終報告書に盛り込むことは、タイミング的に難しい部分もあると考えている。

本検討会の調査報告書は、今回は第 1 部案を提示させていただく。調査報告書の全体像は、第 1 部で検討会の考え方や結論を示す。第 2 部では、第 1 部の背景となる資料や補足説明を示す予定である。

「はじめに」では、検討会の設置目的や議論の必要性を述べる。一昨年に議論された社会保障審議会児童部会の「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会の検討及び報告」を受け、児童福祉法が改正に至った。本市は、中核市として児童相談所を設置するかを含め、子ども家庭福祉のあり方を検討会で議論したことを述べる。

「背景」では、全国的に虐待事例が増加している中で、市や都道府県の役割も検討が必要であることを述べる。児童福祉法改正の要点を、理念の明確化から児童虐待発生予防まで、4 つのポイントで整理している。本市の動向は、平成 17 年に子ども育成計画を作成した後、子ども家庭支援センターや子育て広場などで様々な取り組みを行っている。一方で、虐待件数は増加している。中核市に移行後は、民生委員から児童相談所の検討について意見具申があった。

「調査研究の結果」では、本市の子ども家庭福祉の現状を踏まえ、今後のあり方を述べる。結論としては、都との役割分担で施策の充実化を図る、又、両論併記として児童相談所機能と一体となった子ども家庭福祉を推進する、という内容である。「発生予防」から「子どもを支える力」、までの本市の役割を考えていくことが大切と考えている。

本市の子ども家庭福祉のあり方として、「家庭養育」あるいは「社会的養護」で育つ子どもへは、地域的関わり、行政的関わりによる「自助」「共助」「公助」が必要である。そのなかで妊娠期から学齢期を経て、子どもが自立するまでを支援することをイメージしている。市と都の役割分担のもとで、一層連携を強めていく必要がある。一時保護から措置までは、都の権限であるが、現在の児童相談所と一体的な機能をもてるような体制を作ることを考えている。一方で、児童相談所独自の権限をもつことにより、虐待の発生予防から対応、自立支援まで一貫した切れ目のない支援を行えると思われる。

児童相談所と一体となった子ども家庭福祉を推進する、ということが本市の課題であるが、人材、資源の投入、運営のための財政などをいかに確保するかが大きな課題である。

座長： ありがとうございます。ご意見、ご質問はあるか。

委員： 「はじめに」の部分で、「原則として中核市および特別区に児童相談所設置を求める…」とあるが、「中核市および特別区に設置することができる」という内容に訂正が必要ではないか。

副座長： 中核市として児童相談所を設置している自治体は、現在は 2 市にとどまっていることから、国は設置促進の方針を示している。そのような主旨で書く方がよいと思う。

委員： 「子どもたちが自立した後も、地域が子どもたちを見守っていく」とあるが、自立後も子ども施策として見守りを行うということなのか。

副座長： これは、若者支援のことを意味しているのではないかと思う。

委員： 現在の児童相談所の機能として、児童虐待の介入支援が注目されるなかで、報告書には本来の市町村が行うべき機能をどう理解すべきか、という説明が必要ではないか。本市としてのイメージをどう作っていくのか、児童相談所を含めた「あり方」の検討が必要だろう。

座長： ありがとうございます。そのほか、お気づきの点や質問はあるか。

副座長： 本検討会では、浜松市や千葉市、横須賀市の視察を行ってきた。その視察結果を踏まえ、中核市が児童相談所を設置するメリットやデメリット、人材育成のあり方や地域支援のあり方などの今後の方向性を示す必要があるのではないか。また、障害者支援と児童相談所の連携について、一体型で行う児童相談所も現れてきているので、それを本市の検討としてどう考えるかを述べる方がよい。里親支援のあり方についても、中核市と指定都市では仕組みがかなり違う。

委員： 報告書案では、子どもを保護する視点のことは多く述べられている。しかし、市内に児童相談所ができると、問題のある保護者に対する指導がさらに求められるのではないか。第一義的には「子どもの保護」だが、一方で「保護者への指導」という機能も、きちんと保たれるべきだと思う。

副座長： 本市が児童相談所を設置する場合、国が示している「設置までのスケジュール」に沿って、どのような計画で進めていくかのロードマップを作る必要がある。国の見立てよりも長い期間で検討する、たとえば 3 年間の準備期間を設けるなどは、市の実情によって考えれば

よい。

委員： 児童相談所と子ども家庭センターの役割は、市民には分かりにくい部分があると思われる。役割を説明し、市民へ分かりやすく情報を提供することが必要だと思う。

委員： 報告書の検討について、提案をさせていただきたい。今回は最終回の検討会ということだが、様々な意見が出ているので、現時点の報告書案を修正していただき、もう1度意見交換をする場として、検討会を開いていただきたい。

4 最終報告書について（事務局）

委員： 冒頭でも申し上げた通り、今回の検討会でお示したのは第1部である。第2部と資料編を加え、報告書を仕上げる予定である。本日いただいた意見のうち、根幹にかかわるものはすぐに修正させていただく。報告書全体の素案としては、今月末（2月28日）を目途に完成させたい。

委員： たとえば、特別支援学校の入学など、保護者だけでなく子どもたちに対しても説明を行う機会は確保できるようにしていただきたい。先の見通しを持ちながら生活できることは、子どもにとって大切なことと考えている。

委員： 市内の子どもを市内の一時保護所で保護することになった場合、対象の子どもに対して、本市の教育対応はどのようにすべきかを考える必要がある。接近禁止命令を一時保護の場合にも適用すれば、学校に通わせることができる。学籍を移すことは難しく、院内学級のような仕組みをもつことはできないと考えた方がよい。逆に、市内の対応であれば虐待を行った親も市内に居住しており、子どもに接近しやすいというデメリットもある。

座長： 先ほど、委員からご提案のあった第6回検討会について、開催したいと思う。日程について、この場で調整させていただいてよろしいか。

（一同異議なし）

座長： では、3月2日（木）15:00からの開催でよいか。

（一同異議なし）

座長： 皆様のご都合がつくようなので、3月2日（木）15:00から17:00の予定で、第6回検討会を開催させていただく。

副座長： 他の自治体の児童相談所を、本市以外でこれほど調べている市もないはずなので、この検討会の報告書は、その意味で貴重な記録になるといい。報告書の公開後は、特に資料編は重要な意味をもつように思う。

座長： 公開するとともに、市議会にも提出することが決定している。

5 閉会

座長： これで本日の検討会は閉会とさせていただく。